五八番五　十五号
地先道路敷　五八番四　一六号から二十一号まで
筆甫字東山　五八番六　二十二号
二七番二　二十三号
二九番一六　二十四号
二九番一四　二十五号及び二十六号
二九番一一　二十七号、二十八号、三十号及び三十一号
二九番一五　二十九号
二九番一一　三十二号から三十四号まで
地先河川敷　三十五号から四十号まで
東山国有林　五一八林班　四十一号及び四十二号
字不動　六五番一五
六五番二二　四十三号及び四十四号
地先道路敷　六五番二三　四十五号
六五番二四　四十六号及び四十七号
六五番一八　四十八号及び四十九号
六五番一八　五十号
六五番一八　五十一号
地先道路敷　五十二号及び五十三号
地先河川敷

○国土交通省告示第八百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百三十一号で指定した内川に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県伊具郡丸森町
筆甫字東山　二九番一二　一号
二九番一八　二号から六号まで
二九番一三　七号から十号まで
一五九番　一八号から四十一号まで
東山国有林　五一八林班　十一号
わ二小班　十二号から十七号まで
五一八林班の小班　四十二号
五一八林班つ小班

○国土交通省告示第八百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　鷲の平川

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町
筆甫字東山　三四番三　一号から七号まで
三十番九　二十三号から二十六号まで
二九番十七　二十七号及び二十八号
東山国有林　五一八林班　八号から十五号まで
え一小班　十六号から二十号まで
五一八林班ふ二小班
五一八林班は小班　二十一号及び二十二号

○国土交通省告示第八百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　内川

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町
字上滝西　五七番四　一号から五号まで
五六番六　六号
五八番五　七号から十四号まで
五八番五　十五号
地先道路敷

五八番四　十六号から二十一号まで
五八番六　二十二号
二七番二　二十三号
二九番一六　二十四号
二九番一四　二十五号及び二十六号
二九番一一　二十七号、二十八号、三十号及び三十一号
二九番一五　二十九号
二九番一一　三十二号から三十四号まで
地先河川敷　三十五号から四十号まで
東山国有林　五一八林班　四十一号及び四十二号
字不動　六五番一五
六五番二二　四十三号及び四十四号
地先道路敷　六五番二三　四十五号
六五番二四　四十六号及び四十七号
六五番一八　四十八号及び四十九号
六五番一八　五十号
地先道路敷　五十一号
地先河川敷　五十二号及び五十三号

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間　高岡市福岡町下蓑字中島四一八番一から同市福岡町大滝二七一番まで
富山県下新川郡朝日町平柳字中田四四九番三から同町平柳字島崎九〇八番三まで

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

変更前後別　敷地の幅員　延長
前　一六・二六～四五・四四　〇〇・四五九　メートル　キロメートル
後　二〇・〇〇～四五・四四　〇・四五九
前　一四・二七～二一・九五　〇〇・〇六四
後　一五・九一～二三・五〇　〇・〇六四

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

北陸地方整備局長　髙松　諭